

杵築日出警察署協議会の概要

1 警察署協議会とは

警察署協議会は、警察法第53条の2の規定に基づき、大分県警察署協議会条例により各警察署に置かれ、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関です。また、警察署長が警察署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもあります。

警察署協議会異界は、概ね3ヶ月に1回開催しています。
(年4回(6、9、12、2月)開催予定)

2 杵築日出警察署協議会の委員

警察署協議会の委員は、地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい方々を大分県公安委員会が委嘱しています。

委員の任期は2年で、2回に限り再任されることができます。(最長3期6年)

杵築日出警察署協議会の委員は8人で、農業、会社役員、教育関係者、市役所・町役場職員等から構成され、旧自治体地域からそれぞれ委嘱されています。

3 警察署協議会代表者連絡会議

公安委員会と県下15警察署協議会の会長等代表者が一堂に会し、各警察署協議会の活動状況等について情報交換、協議することにより、今後の警察署協議会の効果的な運営に資することを目的に年1回開催しています。



【杵築日出警察署協議会の開催状況】